

## 第 21 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 27 年 3 月 21 日開催）

### 出席者

会長	知事
委員	建設技官
同	運輸技官
同	県会議員 5 名
同	
同	
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	今治市長
同	今治市会議員 5 名
同	宇和島市長
同	宇和島市議会議員 5 名
同	西條市長
同	西條市会議員 5 名
同	八幡浜市長
同	八幡浜市会議員 5 名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 5 名
同	中萩町長
同	川之江町長
同	川之江町会議員 3 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	経済部長
同	土木部長
同	衛生部長
同	農地部長
同	労働部長
同	教育長
臨時委員	四国鉄道管理局長
番外 幹事	松山市技師
同 同	今治市土木課長
同 同	宇和島市土木課長
同 同	庶務課長
同 同	建築課長
同 同	都市計画課長

## 議事項目

- 報第 30 号 委員幹事異動報告
- 議題 79 号 松山特別都市計画準防火地域変更について
- 議題 80 号 松山特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議題 81 号 松山特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定について
- 議題 82 号 今治特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議題 83 号 宇和島特別都市計画街路追加廃止並びに同事業及びその執行年度割決定について
- 議題 84 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議題 85 号 八幡浜都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定について
- 議第 86 号 新居浜都市計画区域追加について
- 議第 87 号 新居浜都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について
- 議第 88 号 新居浜都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定について
- 議題 89 号 西條都市計画街路事業及びその執行年度決定について
- 議第 90 号 川之江都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について

### 議第 79 号 昭和 26 年 11 月 9 日建設省媛都第 48 号建設大臣付議松山特別都市計画準防火地域変更について

昭和 27 年 3 月 21 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第 48 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により別紙図面表示のように松山特別都市計画準防火地域変更について其の会議の審議に付する。

昭和 26 年 11 月 9 日 建設大臣

#### 理由書

本市発展形態及び経済的変遷によって市の状況が変化し、且建築基準法施行に伴い防火の規定が一段と強化されたために現実との調和を図ろうとするものである。

### 議第 80 号 昭和 27 年 3 月 3 日建設省媛都第 78 号建設大臣付議 松山特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

昭和 27 年 3 月 21 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第 48 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により別紙図面表示のように松山特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 27 年 3 月 3 日 建設大臣

松山特別都市計画街路事業並びにその執行年度割決定

第一 都市計画街路第三中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

1,2,5、松山駅前堀江線、宮田町 245 番地、宮田町、30、幅員・延長の一部

別紙図面表示の通り

第二 事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 26 年度 約 5 分

昭和 27 年度 約 6 割  
昭和 28 年度 約 3 割 5 分

理由書

松山及び堀江両港の拡充整備に伴って国鉄松山駅より両港に通ずる本路線の交通量が頗るに増加してきた種将来路面軌條の一部乗り入れが考慮されるに至ったので、本案のようにこれを整備し、交通の円滑化を図ろうとするものである。

**議第 81 号 昭和 27 年 3 月 5 日建設省媛都第 81 号建設大臣付議**

**松山特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定について**

昭和 27 年 3 月 21 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第 81 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により別紙図面表示のように松山特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 27 年 3 月 3 日 建設大臣

松山特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度

第一 特別都市計画水利施設は次の通りである。

【番号、名称、位置、容量（立法メートル）、面積（平法メートル）、摘要】

- 1、三番町水槽、郵便局西角、5.73、1.91、井戸式
- 2、魚町水槽、魚町 2 丁目、5.73、1.91、井戸式
- 3、本町水槽、本町 1 丁目、5.73、1.91、井戸式
- 4、河原町水槽、河原町、5.73、1.91、井戸式
- 5、北京町水槽、北京町 3 丁目、5.73、1.91、井戸式
- 6、此花町水槽、此花町国道筋、5.73、1.91、井戸式
- 7、萱町第 1 水槽、萱町 1 丁目、5.73、1.91、井戸式
- 8、鉄砲町水槽、鉄砲町駅前、5.73、1.91、井戸式
- 9、土橋町水槽、土橋町県道角、5.73、1.91、井戸式
- 10、西立花町第 1 水槽、西立花町東、5.73、1.91、井戸式
- 11、西立花町第 2 水槽、西立花町西、5.73、1.91、井戸式
- 12、高砂町水槽、高砂町、5.73、1.91、井戸式
- 13、南江戸町水槽、南江戸町松山駅前、5.73、1.91、井戸式
- 14、北京町水槽、北京町 2 丁目、5.73、1.91、井戸式
- 15、萱町第 2 水槽、萱町 6 丁目古町駅前、5.73、1.91、井戸式

別紙図面表示の通り

第二 前項の計画はこれを特別都市計画事業とし、昭和 26 年度において執行するものとする。

理由書

消防水利の実情及び火災発生の危険度等の見地から本案のように位置を選定して井戸式による防火水槽を設置し防火の万全を期そうとするものである。

**議第 82 号 昭和 27 年 3 月 5 日建設省媛都第 77 号建設大臣付議**

**今治特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定について**

昭和 27 年 3 月 21 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第 77 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように今治特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 27 年 3 月 5 日 建設大臣

今治特別都市計画街路事業並びにその執行年度割

第一、 都市計画街路第三中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

2,2,4、大坪通辻堂線、蒼社地内、蒼社地内、8、延長・幅員の一部

別紙図面表示の通り

第二、 事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 26 年度 約 6 割

昭和 27 年度 約 4 割

理由書

本路線は今治市近郊十余町村に通ずる重要連絡街路であるが、これに架設せられている木橋「榎橋」は腐食による老朽甚だしく交通上危険な状態にあるので本案のようにこれを整備し、本路線利用度の増進を図ろうとするものである。

**議第 83 号 昭和 27 年 3 月 3 日建設省媛都第 86 号建設大臣付議**

**宇和島特別都市計画街路追加廃止並びに同事業及びその執行年度割決定について**

昭和 27 年 3 月 21 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第 77 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように宇和島特別都市計画街路追加廃止並びに同事業及びその執行年度割決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 27 年 3 月 3 日 建設大臣

宇和島特別都市計画街路追加廃止並びに同事業及びその執行年度割

第一 都市計画街路第三中、1等小路第5号線はこれを廃止し、2等大路第3類第14号線を次のように追加する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

2,3,14、榊形町来村線、榊形町、来村大字寄松、（明倫町、新田町）、12

別紙図面表示の通り

第二、 都市計画街路第三中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,3,10、御殿町九島橋線、御殿町、御殿町、12、延長の一部

2,3,14、榊形町来村線、明倫町、来村、（新田町、山際町）、12

別紙図面表示の通り

第三 事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 26 年度	約 1 割
昭和 27 年度	約 1 割 5 分
昭和 28 年度	約 3 割 5 分
昭和 29 年度	約 1 割 5 分
昭和 30 年度	約 2 割 5 分

理由書

府県道宇和島宿毛線は宇和島市と高知県宿毛を結ぶ南予地方唯一の幹線であるが、幅員狭小の為、近時交通量の激増により市街地との連絡箇所において、一般交通に多大の支障をきたしているため、これに代わる路線として本案のように 2 路線を愛媛県知事において整備し、溢路を打開して輸送力の増強に資せんとするものである。

**議第 84 号 昭和 27 年 3 月 3 日建設省媛都第 84 号建設大臣付議**

**八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について**

昭和 27 年 3 月 21 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第 77 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 27 年 3 月 3 日 建設大臣

八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割

第一、 都市計画街路第三中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,3,2、下松陰五反田線、江戸岡、溝滝、（徳雲母）、11、延長の一部

別紙図面表示の通り

第二、 事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 26 年度 約 5 分

昭和 27 年度 約 1 割 5 分

昭和 28 年度 約 3 割

昭和 29 年度 約 5 割

理由書

本路線は府県道宇和・八幡浜線の一部で国鉄八幡浜駅及び八幡浜港に連絡し、宇和島市、宇和町及び三瓶町に通ずる幹線として交通量は極めて多いのであるが、幅員狭小のため交通上多大の支障をきたしているため、これを愛媛県知事において本案のように整備し、輸送力の増強に資せんとするものである。

**議第 85 号 昭和 27 年 3 月 5 日建設省媛都第 79 号建設大臣付議**

**八幡浜都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定について**

昭和 27 年 3 月 21 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第 79 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように八幡浜都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度決定の件を其の会議の審議に付する。

昭和 27 年 3 月 3 日 建設大臣

八幡浜特別都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度

第一 都市計画水利施設は次の通りである。

防火水槽

【番号、名称、位置、容量（立法メートル）、面積（平法メートル）、摘要】

- 1、松尾水槽、八幡浜市大字松尾、45.5、23.8
- 2、松柏水槽、八幡浜市大字松柏、45.5、23.8
- 3、松柏大前水槽、八幡浜市大字松柏大前、45.5、23.8
- 4、大平水槽、八幡浜市大平、45.5、23.8
- 5、津羽井水槽、八幡浜市大字津羽井、45.5、23.8、

別紙図面表示の通り

第二 前項の計画はこれを特別都市計画事業とし、昭和 26 年度において執行するものとする。

理由書

消防水利の実情及び火災発生危険度等の見地から本案のように位置を選定して防火水槽を設置し防火の万全を期そうとするものである。

#### 議第 86 号 昭和 27 年 3 月 3 日建設省媛都第 5 号建設大臣付議新居浜都市計画区域追加について

昭和 27 年 3 月 21 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第 5 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように新居浜都市計画区域に新居郡垣生村、新居郡神郷村、新居郡多喜浜村及び宇摩郡天満村を追加する件についてその会の意見を徴する。

昭和 27 年 3 月 3 日 建設大臣

理由書

新居浜都市計画区域は昭和 10 年 1 町 5 か村をもって構成せられ現在に至ったのであるが、その後別子銅山を根幹とする重軽工業が大いに発展し、しかも昭和 14 年新居浜港の築造が完成されてからは臨港工業地帯を形成して四国地方としては屈指の工業都市となっている。新居浜市はこれら地域の中心を成し、交通路は四周に走り、文化慰楽等の施設も多くこの地方の発展の根源をなしている。而してこれら工場労務者は周辺町村よりの通勤者であり、又これら地域の農畜水林産等豊富な産物は工業地域に吸収せられ、両者相通じて一大ブロックをなしている。右述のようにこの地方の発展は著しくその経済的社会的な発展を成す地域は既に現在の都市計画区域をもってしてはならず、将来も益々拡張の趨勢が見られるので、この地方の適正な発展整備をはかるために本案のように既定の都市計画区域に 4 か村追加し都市計画の精華をここに見ようとするものである。

#### 議第 87 号 昭和 27 年 3 月 3 日建設省媛都第 85 号建設大臣付議

##### 新居浜都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について

昭和 27 年 3 月 21 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第 85 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように新居浜都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定をその会の審議に付する。

昭和 27 年 3 月 3 日 建設大臣

新居浜都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割

第一、都市計画街路第三中、1等小路第4号線を改めて次のようにする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

- 2,小,4、久保田上原線、新居浜市金子字上分組、中萩町大字上原、（中萩町大字横木、中萩町大字本郷）、8  
但し、起点を隔る2,650メートルの地点より、2,725メートルの地点に至る区間の幅員はこれを6メートルとする。

別紙図面表示の通り

第二、都市計画街路第三中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

- 2,1,3、前田多喜浜駅線、新居浜市大字金子、新居浜市字季、20、延長の一部  
1,小,4、久保田上原線、新居浜市金子字上分組、中萩町大字上原、（中萩町大字横木、中萩町大字本郷）、  
8、延長の一部、幅員は但し書きの6メートル区間を含む。

別紙図面表示の通り

第三、前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和26年度	約2割
昭和27年度	約2割
昭和28年度	約2割
昭和29年度	約4割

理由書

新居浜市の産業の発展に伴って中萩町南部一帯が住宅地化されつつある現状に鑑み、久保田中萩線（1,小,4）の利用度増進を図るため、これが一部を改めて久保田上原線（1,小,4）とし、前田多喜浜駅線については、新居浜市の重工業地帯に通ずる重要幹線で昭和23年度よりこれが整備を実施しているものであり、これら両路線を整備して輸送力の増進と市勢の発展に寄与せしめようとするものである。なお、久保田上原線については中萩町地内の事業であるから中萩町長をして事業の執行に当たらせる。

## 議第88号 昭和27年3月15日建設省26媛都第80号建設大臣付議

### 新居浜都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定について

昭和27年3月21日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第85号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように新居浜都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定をその会の審議に付する。

昭和27年3月3日 建設大臣

新居浜都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割

第一、都市計画公園は次のようである。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）】

- 1、瀧の宮公園、新居浜市字金子地内、約51.7  
2、中萩公園、中萩町字横山地内、約4.6

別紙図面表示の通り

第二、都市計画公園第一中次の公園を都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、瀧の宮公園、新居浜市字金子地内、約 4.24、計画の一部、苑路、植樹  
別紙図面表示の通り

第三、本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 26 年度 約 2 割 5 分

昭和 27 年度 約 7 割 5 分

理由書

工業都市としての新居浜市の躍進は近時めざましいものがあるが、未だ公園と称すべき施設を有しておらず、市民の保健、慰楽の施設である公園の設置が要望されているので、ここに本案のように位置及び地形を選定して 2 公園を都市計画公園として設置し、その中で緊急整備を要する瀧の宮公園の事業を実施して市民の福祉増進に寄与しようとするものである。

**議案第 89 号 昭和 27 年 3 月 日建設省媛都第 88 号建設大臣付議**

**西條都市計画街路事業及びその執行年度決定について**

昭和 27 年 3 月 21 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第 88 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように西條都市計画街路事業及びその執行年度決定をその会の審議に付する。

昭和 27 年 3 月 3 日 建設大臣

西條都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度

第一、都市計画街路第三中、次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,3,1、国道朔日市線、大町、大町、11、延長の一部

別紙図面表示の通り

第二、本事業は昭和 26 年度においてこれを執行するものとする。

理由書

本路線は国道第 24 号線と西條駅及び西條新居浜線を連絡する幹線道路であるが、幅員狭溢で交通上非常に支障をきたしていたので、昭和 24 年度よりこれが整備を実施中であって、昭和 26 年度をもって事業の完成を図ろうとするものである。

**議案第 90 号 昭和 27 年 3 月 3 日建設省媛都第 82 号建設大臣付議**

**川之江都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について**

昭和 27 年 3 月 21 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第 82 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように川之江都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定をその会の審議に付する。

昭和 27 年 3 月 3 日 建設大臣



川之江都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割

第一、 都市計画街路第三中、2等大路第3類第1号線を改めて次のようにする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,3,1、二名三島線、字東町、字開田、（字塩谷、農人町、字新町井地）、11

但し、起点を隔る 1,960 メートルの地点より、国道第 24 号線との交会点に至る区間の幅員はこれを 15 メートルとし、起点より 1,930 メートルの地点附近に地積約 180 平方メートルの広場を設ける。

別紙図面表示の通り

第二、 都市計画街路第三中次の路線を都市計画事業とする。

街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要

2, 3,1、二名三島線、農人町、開田、（新町）、11、延長の一部

別紙図面表示の通り

第二、 事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 26 年度	約 1 割
昭和 27 年度	約 2 割
昭和 28 年度	約 2 割
昭和 29 年度	約 3 割
昭和 30 年度	約 2 割

理由書

2等大路第3類第1号潮見橋新浜線は愛媛県はもとより四国地方における産業、交通上の要所である川之江町の幹線道路の一つとしてさきに計画の決定を見たのであるが、今般これを再検討した結果、本案のようにより充実した計画に改めて二名三島線とし、併せてその一部について事業を実施し、川之江町の有する都市機能の増進に寄与せんとするものである。

会議録

書記：長らくお待たせいたしました。只今から第 21 回都市計画愛媛地方審議会を開催いたします。

議長：大変お待たせいたしましたして申し訳ございません。実は本日四国の保育事業大会が厚生省並びに本県主催で東雲校でございました。それが遅れまして大変お待たせしたことを申し訳なく、私の遅刻したこともお詫び申し上げます。本日はご多忙の折にもかかわらず御遠路はるばる皆さん方には御参集をいただきまして議会を進めて戴くこととあいなりましてまことに感謝に堪えぬ次第でございます。厚く御礼申し上げます。つきましてはこれから第 21 回の都市計画審議会を開催いたしたいと存じます。本日の議案は皆さまに御通知申し上げましたように松山特別都市計画準防火地域変更について他 12 件でありまして、さきに建設大臣から当審議会に付議になりましたので、その審議を願うために開会したのでございます。まず議事規則によりまして本日の議事録署名者として私より御指名いたしたいと思っておりますので御承諾を願いたいと思う次第でございます。それではここにお願したいのは署名者は委員と委員にお願いいたしたいと思っております。それではこれより御審議を願うのでありますが、その前に一応御断りしておきますが、これはすべて御承知のこととは存じますが市町村長と市町村会議員の方はその市町村に関しな

い案件については参与できないことになっております。そのまま傍聴願うことに相成ります。

それでは議題の第 30 号であります。これは朗読を省略いたしましてお手元に配布しておりますところの印刷物によって御了承いただきたいと存じます。次におそれいりますが、私もう他に 2 件ほど参らなければならないところがございますので、甚だ勝手でございますが、議長代理として土木部長にお願いすことをお許しいただきたいと思っておりますがよろしくどうぞ。

議長：それでは私知事に代わりまして議長をつとめさせていただきます。

それでは第 79 号議案の御審議をお願いいたします。朗読。

委員：朗読いたします。

議長：幹事に説明いたさせます。

幹事：説明申し上げます。御承知のように建築基準法防火の規定が一段と強化されたのと近時頻発いたしますところの都市災害から都市を完全に防火するというような意味から松山市では昭和 24 年に準防火地域を指定したわけがございます。がしかし、その後戦災復興事業が着々と進行いたしました現状から見ましてその当時決めた準防火地域は必ずしもこととマッチしない点多々ございますので本案の通り変更することによって市の将来の発展に沿いたいと考えまして本審議会に提案したようなわけがございます。どうぞ十分御審議下さいまして本案の通り御決定お願いしたいと存ずる次第であります。

議長：質問ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは御異議ないものと認めまして読会を省略して可決確定議といたします。

続いて第 80 号議案に移ります。

議長：説明をいたさせます。

幹事：提案理由を御説明申し上げます。御承知のように松山駅が戦災を受けましてその後の復興計画によりまして現在の駅舎より 40 メートルほど前方に本屋が出てくるわけがございます。従いまして現在国鉄の駅前に乗り入れておりますところの城北線をそのままに放置するということとなりますので交通上いろいろ支障がございますので松山市におきましては 26 年度に県道松山・高浜線都市計画街路と申します松山駅前・堀江線の幅員を一部拡張いたしまして現在の城南線と接続するということによりまして貨客の混雑を少しでも緩和したいと考えまして 26 年度において改修の一部に着手したわけがございます。従いまして本案のように御審議の上御決定お願いしたいと存ずるものでございます。

議長：御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：では御異議ないものと認めまして読会を省略して可決確定議といたします。

続いて第 81 号議案の御審議をお願いいたします。

議長：説明をお願いします。

幹事：提案理由を御説明申し上げます。国家消防庁では火災による都市災害を未然に防止する様なことから昭和 26 年度から消防水利施設の整備充実を図っているわけございまして従いましてこの消防水利施設のために県の方から事業費の約三分の一の国庫補助を受けまして先程読み上げましたように市内に約 5 か所の防火施設を設置するわけがございます。つきましてはこの議案について十分御審議お願いしたいと思っております。

議長：御質問ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは読会を省略いたしまして可決確定議といたします。

続いて 82 号議案の御審議をお願いいたします。

議長：説明をお願いします。

幹事：議案第 82 号議案の御説明を申し上げます。本案は今治市内の榎橋が従来木橋でございまして腐朽が実に甚だしいことの為に車馬の交通に危害がございますのでこのたび鉄筋コンクリートで工費約 1500 万円を投じて 26 年度と 27 年度の 2 カ年の計画事業としてやろうとしておるのでございます。その工事の一部分を昭和 26 年度で着手したわけでございます。本案について十分御審議お願いしたいと思います。

議長：御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長：それでは読会を省略いたしまして可決確定議といたします。

次に第 83 号議案の御審議をお願いいたします。

議長：説明をお願いいたします。

幹事：議案の御説明を申し上げます。御承知のように宇和島市内の戦災復興事業も着々進捗いたしまして昭和 27 年度で第 1 期 5 カ年計画を大体完了したわけでございます。従いまして市内の主要幹線道路が整備拡充されましたけれども市内と宿毛を結ぶ幹線が御承知のように幅員は狭小であって紆余曲折しておるようなわけでありまして本案に提案申し上げましたようにその一部を追加或いは改正いたしまして昭和 26 年度より 30 年度に亘る 5 カ年計画として一部の事業に着手したわけでございますがよろしく御審議下さいますようお願いいたします。

議長：御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長：それでは読会を省略いたしまして可決確定議といたします。

次に第 84 号の御審議をお願いいたします。

議長：説明をお願いいたします。

幹事：議案の御説明を申し上げます。府県道宇和・八幡浜線は幅員が狭くなりかついろいろ交通量が多いものでございますので本県といたしましては昭和 26 年度から 4 カ年計画をもって宇和・八幡浜線に代わるべき路線を県直営で以て改修しようとしたしまして昭和 26 年度から着手しておるわけでございます。以上のような理由でございますので十分御審議願いたいと思います。

議長：御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長：それでは読会を省略いたしまして可決確定議といたします。

次に第 85 号議案の御審議をお願いいたします。朗読いたさせます。

議長：説明いたさせます。

幹事：議案の御説明を申し上げます。第 81 号議案で御審議になったように八幡浜市内でも国家消防庁から国庫補助を受けまして市内に 5 か所の防火水槽を設けたわけでございます。位置並びに事業にについて十分御審議お願いしたいと思います。

議長：御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長：それでは読会を省略いたしまして可決確定議といたします。

次に第 86 号議案の御審議をお願いいたします。朗読をお願いいたします。

幹事：議案の御説明を申し上げます。現在の新居浜都市計画区域に新居浜、泉川、角野、中萩の 1 市 3 町に及んでおりますが現在の市の発展状況からみて更にこれと隣接し直に社会的、経済的、相互依存関係をなす垣生、神郷、多喜浜、天満、4 村を含めた新区域を一つといたしまして都市計画を総合的に建てるというような考えから本案のように区域を拡張したいと考えまして本審議会に提案した



(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは読会を省略いたしまして可決確定議といたします。

次に第 89 号議案の御審議をお願いいたします。朗読をいたさせます。

幹事：議案第 89 号議案の御説明を申し上げます。西條市内の 2,3,1 号線国道朔日市線は昭和 24 年度から計画事業として幅員の拡張事業をやっておるわけでございまして 26 年度でそれが完結するわけでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長：御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは読会を省略いたしまして可決確定議といたします。

次に第 90 号議案の御審議をお願いいたします。朗読をお願いいたします。

幹事：議案の提案理由を御説明を申し上げます。川之江都市計画 2,3,1 号線二名三島線は国道 24 号線に代わる主要幹線でございまして昭和 24 年度から計画改修しておるわけでございます。このたび新しく都市計画を決定すると共に町内の一部を昭和 26 年度から 30 年度に亘る 5 カ年計画事業として本年度から改めてその実施に移っているわけでございまして本案のように事業決定並びに計画決定を御審議お願いしたいと思ひます。

議長：御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは読会を省略いたしまして可決確定議といたします。

次に第 91 号議案の御審議をお願いいたします。

幹事：議案第 91 号議案の御説明を申し上げます。天満村が新たに新居浜市の都市計画区域に変更されたのでございしますが、天満村には無縁墓地が非常に多いのでございましてこれは以前から社会問題になっていたところでございます。社会環境上いろいろ地元に及ぼす影響がございましたので天満村では 26 年度で国の方から補助を受けて新しい墓地計画をいたしまして散在している墓地を一か所に集めるような事業をやっておるわけでございまして、これが出来上がりましたら生活環境を一新するようになるのではないかと考えているわけでございます。提案いたしました理由は以上のようなわけでございます。十分御審議をお願いしたいと思ひます。

議長：御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは読会を省略いたしまして可決確定議といたします。以上を持ちまして本日ご審議願ひます全部に議案を終了したわけでございます。本日は極めてご多忙のところまた長時間お待たせいたしましたお詫びを申し上げますと同時にお礼を申し上げる次第であります。長時間にわたりましてまことに御苦勞さんでありました。以上を以て閉会いたしたいと思ひます。

## 第 22 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 27 年 3 月 31 日開催）

### 議第 91 号 新居浜都市計画墓地並びに同事業及びその執行年度割

昭和 27 年 3 月 日建設省媛都第 99 号建設大臣付議新居浜都市計画墓地並びに同事業及びその執行年度割決定について

昭和 27 年 3 月 20 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省 26 媛都第 99 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように新居浜都市計画墓地並びに同事業及びその執行年度割決定をその会の審議に付する。

昭和 27 年 3 月 20 日 建設大臣

新居浜都市計画墓地並びに同事業及びその執行年度割

第一、 都市計画墓地は次のようである。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）】

1、天満墓地、天満村字塚之端久保清水谷地内、約 1.58

別紙図面表示の通り

第二、 前項の計画はこれを都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、天満墓地、天満村字塚之端久保清水谷地内、約 1.58、苑路、墓域、休憩所、便所

別紙図面表示の通り

第二、 本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 26 年度 約 2 割

昭和 27 年度 約 3 割 5 分

昭和 28 年度 約 4 割 5 分

理由書

天満村には夥しい墓碑が散在し、生活環境、風致及び衛生上憂慮すべき状態にあるので、ここに都市計画墓地として本墓地を選定し、これを整備してこれらの墓地群を整理統合し、都市環境の美化を図ろうとするものである。

## 第 23 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 27 年 4 月 27 日開催（持ち回り））

本議案の松山及び宇和島特別都市計画事業復興土地地区画整理は昭和 21 年度より松山及び宇和島市が事業主体となり昭和 25 年度を完成年度としてこれを実施し着々その成果をみつつありますが、その後情勢の変化とそれに伴う戦災復興都市計画の再検討によって完了期限延長の必要が生じたのでその執行年度割を本案のように改めて昭和 29 年度までに事業の完了を期せんとするものであります。

### 出席者

会長	知事
委員	建設技官
同	運輸技官
同	県会議員 5 名
同	
同	
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	宇和島市長
同	宇和島市議会議員 5 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	経済部長
同	土木部長
同	衛生部長
同	農地部長
同	労働部長
同	教育長
臨時委員	四国鉄道管理局長
番外 幹事	松山市技師
同 同	今治市建設部長
同 同	宇和島市土木課長
同 同	庶務課長
同 同	建築課長
同 同	都市計画課長

### 議事項目

- 議案第 92 号 松山特別都市計画事業復興土地地区画整理執行年度割変更の件
- 議案第 93 号 宇和島特別都市計画事業復興土地地区画整理執行年度割変更の件

**議案第 92 号 昭和 27 年 3 月 25 日媛都第 68 号建設大臣付議**

**松山特別都市計画事業復興土地区画整理執行年度割変更の件**

昭和 27 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

媛都第 68 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように松山特別都市計画事業復興土地区画整理執行年度割変更の件をその会議の審議に付する。

昭和 27 年 3 月 25 日 建設大臣

松山特別都市計画事業復興土地区画整理中、その執行年度割を次のように改める。

自昭和 21 年度、至昭和 26 年度 約 7 割 3 分

昭和 27 年度 約 1 割 5 分

昭和 28 年度 約 1 割

昭和 29 年度 約 2 分

理由書

本事業は昭和 21 年 9 月以来これを実施して来たのであるが、その後情勢の変化とそれに伴う戦災復興都市計画の再検討によって完了期限延長の必要が生じたので、執行年度割を本案のように改めて昭和 29 年度までに事業の完了を期せんとするものである。

**議案第 93 号 昭和 27 年 3 月 25 日媛都第 33 号建設大臣付議**

**宇和島特別都市計画事業復興土地区画整理執行年度割変更の件**

昭和 27 年 3 月 31 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

媛都第 33 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように馬島特別都市計画事業復興土地区画整理執行年度割変更の件をその会議の審議に付する。

昭和 27 年 3 月 25 日 建設大臣

宇和島特別都市計画事業復興土地区画整理中、その執行年度割を次のように改める。

自昭和 21 年度、至昭和 26 年度 約 6 割 5 分

昭和 27 年度 約 1 割 5 分

昭和 28 年度 約 1 割

昭和 29 年度 約 1 割

理由書

本事業は昭和 21 年よりこれを実施して来ており、着々その成果をみつつあるが、その後における情勢の変化は戦災復興都市計画についての再検討を求めることとなり、本事業についても完了期限延長の必要が生じたので、ここに執行年度割を本案のように改めて事業の完成を期せんとするものである。



## 第 24 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 27 年 10 月 13 日開催）

### 出席者

会長	知事
委員	建設技官
同	運輸技官
同	県会議員 5 名
同	松山商大学長
同	松山市技監
同	松山市長
同	松山市会議員 6 名
同	副知事
同	総務部長
同	民生部長
同	経済部長
同	土木部長
同	衛生部長
同	農地部長
同	労働部長
臨時委員	四国鉄道管理局長
幹事	松山市技師
同	庶務課長
同	建築課長
同	都市計画課長

### 議事項目

報第 31 号 委員幹事異動報告

議案第 94 号 松山特別都市計画防火地域指定及び同準防火地域変更の件

### 議案第 94 号 昭和 27 年 9 月 11 日建設省媛都第 55 号建設大臣付議

#### 松山特別都市計画防火地域指定及び同準防火地域変更の件

昭和 27 年 10 月 13 日提出 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛都第 55 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように松山特別都市計画防火地域指定及び同準防火地域変更の件をその会議の審議に付する。

昭和 27 年 3 月 25 日 建設大臣

松山特別都市計画防火地域指定及び同準防火地域変更

第一、特別都市計画防火地域は別紙図面表示のようである。

第二、特別都市計画準防火地域中、前項の地域と重複する区域はこれを廃止し、別紙図面表示のように改める。

## 理由書

松山市戦災復興の進捗に伴い防火地域指定の必要が生じたので、本案のように位置を選定し大火の発生に備えて防火に万全を期せんとするものであり、また防火地域の指定に伴い既定準防火地域中、防火地域と重複する区域はこれを廃止するものである。

### 一、 防火地域

延長、約 6,290 メートル

幅員、11 メートル

面積、約 6.92 ヘクタール

### 二、 準防火地域

変更後の面積、約 207.99 ヘクタール、 変更前の面積、約 214.91 ヘクタール

## 議事録

司会：それでは只今かより第 24 回都市計画愛媛地方審議会を開催いたします。

議長：ごあいさつ申し上げます。これより第 24 回の都市計画審議会を開催いたしますが、本日はご多用の中にもかかわらず多数御参会いただきましてまことにありがとうございます。本日の議案は皆さまに御通知申し上げましたように松山特別都市計画防火地域の指定及び準防火地域の変更の件でございます。本件につきましては建設大臣から本会に諮問がございましたので、ご審議をお願いする次第でございます。まず議事規則によって本日の議事録署名者を指名申し上げますから御賛成をいただきますれば幸いに存じます。それでは委員さんと委員さんに署名者として御指名を申し上げたいと存じます。お願い申し上げます。なお委員幹事の異動がございますので、それはお手元に差し上げております印刷物によりまして御了承願いまして朗読を省略いたします。それではこれから議案第 94 号の御審議をお願い申し上げます。議案を朗読いたさせます。

### (議案朗読)

議長：これにつきまして何か御質問はございませんか。

幹事：それでは只今上程せられました議案の御説明を申し上げます。大綱につきましては只今朗読いたしました理由書につきると思いましたが、なお詳細にわたりまして敷衍をいたしたいと思えます。

準防火地帯の指定につきましては昭和 24 年 10 月 13 日にすでに指定に相成っておるわけでございますが、昭和 27 年の 3 月 31 日に地域縮小になりまして、只今お配りをしております区域に決定をみてるわけでございます。今般松山市からの申請に基づきまして準防火地域中に防火地域を定めることに相成っておるわけでございますが、図面に赤で表示いたしておりますように、大街道、湊町、千舟町、榎町、花園町、大手町の道路の両側と一番町の片側及び市役所前の広場に面する区域道路から奥行き 11 メートルの地域でございます。この指定を見ました場合にどういふ影響があるのか、この点について申し上げますと、今までの処いゆる準防火地域といたしましては階数が 3 以上のもの、または延べ面積が 500 平米である場合におきましては主要構造物を耐火構造にすること、それから木造建築物はその外壁及び軒裏で延焼の恐れある部分を防火構造にすること。こういうふうな建築物の制限規定があったわけでございますが、防火地域指定を受けますと、先程は 500 平米と申し上げましたが、こんどは延べ面積が 100 平米を超える建築物の主要構造物は耐火構造と

しなければならない。但し延べ面積 50 平米以内の平屋建てで外壁の軒裏が防火構造になっておるものと、高さ 2 メートル以下の練り壁というものはこの限りではない、というふうに制限が強化せられるわけでございます。それから屋根の関係におきましては従来同様異動はございません。それから次に開口部の防火に着きましても格別異動はございません。看板その他広告塔の関係につきましては従来は制限がなかったのでございますが、この防火地域の指定を受けますと、看板、広告塔、装飾塔その他これに類する工作物で屋上に設けているもの、または高さ 3 メートルを超えるもの、その重要部分を不燃材料を使うというふうに制限が出来るわけでございます。この防火地域の指定にともないまして別途耐火建築促進法によりましてこの地域がたまたま防火地域と同じ地帯になるようでございますが、防火帯の設定、これは耐火建築促進法第 4 条によりまして大臣から知事市町村長の意見を求められまして防火帯の決定、いわゆる耐火建築促進法はこの 5 月に新しく制定をみました法律でございまして、まず目的のところを読みますと、「この法律は都市における耐火建築物の建築を促進し、防火建築帯の造成をはかり火災その他の防止、資材の合理的利用の増進及び木材の消費の節約に資し、もって公共の福祉に寄与することを目的とする」という目的によりまして防火建築帯が設定せられるわけでございますが、政府といたしまして法によりますと、まず標準建築物、耐火構造によります場合の建築費、それから木造によります一般の建てる場合の建築費、この建築費の差額を補償をする、いわゆる補助をしてゆこうということに相成っております。具体的に申しますと、国で定めております耐火構造による標準建築費は 16,000 円でございます。それから木造の場合は 8,500 円でございますしてその差額の 7,500 円を国が四分の一負担することに相成っております。之は法規では地方公共団体が負担する場合におきまして国がこの奨励の方法があるわけでございまして、各県の状況を見てみますと、この公共団体、いわゆる県、市町村、これは松山市でございますが、県、市がそれぞれ折半になっておることが他府県の実情でございまして、本省もさように…をいたしております。その金額を数字で一応当たってみますと、まず四分の一がいわゆる 7,500 円の四分の一、1,875 円、これは平米当たりでございます。1,875 円が国の補助金でございます。それから八分の一、937 円 50 銭が県、残りの八分の一、937 円 50 銭が市で、国がいわゆる県市の同額を負担しようということに相なっております。それで県市が負担しない場合におきましてはこの補助金もないわけでございます。法の建前といたしましては国が四分の一 1,875 円、残りの八分の一、八分の一を県市が持ちまして、事業者といたしましては標準の建築費の差額の二分の一 3,750 円を本人の負担に相成るようになっております。それで大体御参考までに申し上げますが、政府の予算は 2 億円でございます。全国の関係の申請が大体 3 億 8 千万円ばかり申請が出ておるようでございまして重点順位によりましてこれが配分を受けるのではないかと思います。愛媛県におきましては現在の処 2 件ばかりその申請が出ておるようでございます。本省の希望としましては住宅に絡んだ部面には相当優位に、これはせつかく建築促進法にもございまして、その優先の順位は国が定めるということになっておりますので、ある程度はこの問題には促進をしなければならない部面があるのではないかと心配いたしております。大体補助金関係につきましての見通しを申し上げたわけでございますが、さように若干の補助金はありながら、しかし各個人の面におきましてはある程度の制限がございまして慎重に御審議をいただきますようお願いをいたしたいと思います。それから御参考までなんですが、先程の県市、いわゆる地方公共団体の負担の問題にもからむものでございますが、松山市のほうにおきましては所要の負担が願えるようなお含みをいただいております。県の方につきましても上司をお願いをいたしましてさような運びになるよう手続きを進めておるわけでございますが、現在の処、知事さんの所まで書類が参っ

ておりません。

議長：只今の松山市の関係の人。

委員：これは今の補助問題ですね、市が、公共団体が自分の建物を建てる場合もあるわけでございますね。

幹事：ございます。

委員：それから若し財政の都合によりまして、あるいは予定がその年に建てるつもりで予定というものが見つからないんですが、予算等が間に合わなくて、あるいは不足して出せないことがあっても差し支えないわけですね。

幹事：それは市の場合ですが、一応これは本省の予算の組み入れ方の問題でございますので、具体的な問題によって本省が決定しようかと思えます。それでその内容がはっきりいたしません場合には国の方の補助金のごうかなと思うんですが、実はこれはちょっと申し上げておかなければいかんと思うんですが、この間も市役所の方で申し上げたんですが、県が建てます場合には市も困るのではないかと思いますし、市が建てます場合におきましてもちょっと問題もありますし、よその県の例などをみますと、両方とも持ちあっていないようでございますので、この規定ができましたも公共団体は双方持っておらないのではないかと思っております。国からの補助金は当然持っておりませんが四分の一は来るようでございます。また市の場合でも四分の一は来るようでございますからその事例によってゆくほかはいたしかたないのではないかと思えます。

議長：ほかにご質問ございませんか。

委員：この防火地域の指定及び準防火地域の変更いわゆる会に諮問の形で出されましたこの案は新たに国の方針によって法律に準拠して国がこういうことを決定したいという意味なのでありますか、あるいはまた県あるいは松山市が発動してこういうようにやってもらいたいというような意見を具申されてその結果がこういう諮問になったのか、その点、それからなお今後各市の県下各市に対してはどういう見通しであるかその点、それからなお防火地域と準防火地域の差異。今お話になった燃焼物とか不燃焼物という話があります。それ以外にどういうところが違うのかという点を具体的に。

幹事：一点の問題でございますが、これは法規が二本立てでございます、建築基準法の60条によりまして防火地域の指定、これは市町村長からの申請に基づきまして建設大臣の決定に基づき、本諮問の問題につきましては松山市からの申請に基づいてやっております。それから他の公共団体の問題でございますが、新居浜市がこの問題が今論議せられておりますが、相当これによる影響などもありまして慎重に考究中でございます。これで本省関係におきましても補助金の問題がございますから、促進に努めるようにとのお話がございますけれども、市と政府の連絡は了解が出来ておりませんがまだその運びになっておりませんが、その動きがあるようでございます。他の市につきましては今までの処聞いておりません。それから差異の問題につきましては建築基準法によりまして、先程申し上げましたようなことが大綱なんでございますが、大体この準防火地域、いわゆる建築基準法によりましてすでに制限を受けておるところが先程申し上げましたような制限が強化せられる。こういうことになるわけでございます。先程申し上げました建築物の関係、それから屋根、開戸口は最初なかった看板などが制限がきつくなる。こういうことなんです、準防火帯であれば500平米まではかまわなんだのが、こんどは100平米という風に範囲が縮小せられて建てるときのほうの制限と申しますかそういうふうなことに相成るわけでございます、その他格別変わったことはないのではないかと思っております。

委員：異議なし。

議長：他に御質問なり御審議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは御異議ないものと認めまして読会を省略いたしまして議決決定といたしたいと思いをします。

今日御審議を願いまして議案を議了いたしたことに相成りましたが異議なき旨の御諮問することに決定いたします。御了承願います。それでは御多用中誠にありがとうございました。これによりまして松山市も一段とこの問題につきましては解決を早く相成ることと思うまいでございませう。当然松山市におきまして一層御努力をお願いいたしたいと思いをします。本日は御多用中お集まりを願いまして誠にありがとうございました。

## 第 25 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 28 年 3 月 21 日開催）

### 出席者

会長	知事
委員	建設技官
同	運輸技官
同	県会議員 5名
同	松山商大学長
同	松山市技監
同	松山市長
同	松山市会議員 6名
同	今治市長
同	波止浜町長
同	今治市会議員 5名
同	八幡浜市長
同	八幡浜市会議員 5名
同	新居浜市長
同	新居浜市会議員 5名
同	泉川町長
同	西條市長
同	西條市会議員 5名
同	川之江町長
同	川之江町会議員 2名
同	菊間町長
同	菊間町会議員 3名
同	大洲町長
同	大洲町会議員 4名
同	宇和町長
同	宇和町会議員 3名
同	三瓶町長
同	三瓶長会議員 3名
同	副知事
同	総務部長
同	経済部長
同	労働部長
同	衛生部長
同	民生部長
同	農地部長
同	土木部長
臨時委員	四国鉄道管理局長

番外	幹事	都市計画課長
同	同	庶務課長
同	同	建築課長
同	同	松山市都市計画課長
同	同	今治市技監

#### 議事項目

- 報第 32 号 委員幹事異動報告
- 議第 95 号 松山特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 96 号 松山特別都市計画水利施設（防火水槽）並びに同事業及びその執行年度決定について
- 議第 97 号 松山特別都市計画公園追加変更について
- 議第 98 号 松山特別都市計画公園事業及びその執行年度割決定について
- 議第 99 号 今治復興都市計画街路追加変更並びに同事業及びその執行年度決定について
- 議第 100 号 八幡浜都市計画街路追加変更及び同事業変更について
- 議第 101 号 八幡浜都市計画水利施設（防火水槽）追加並びに同事業及びその執行年度決定について
- 議第 102 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 103 号 新居浜都市計画水利施設（防火水槽）並びに同事業及びその執行年度決定について
- 議第 104 号 西條都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について
- 議第 105 号 西條都市計画水利施設（排水施設）並びに同事業及びその執行年度割決定について
- 議第 106 号 川之江都市計画街路変更について
- 議第 107 号 菊間都市計画水利施設（排水施設）並びに同事業及びその執行年度割決定について
- 議第 108 号 大洲都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について
- 議第 109 号 宇和都市計画水利施設（排水施設）並びに同事業及びその執行年度割決定について
- 議第 110 号 三瓶都市計画街路決定について
- 議第 111 号 三瓶都市計画水利施設（排水施設）並びに同事業及びその執行年度割決定について
- 議第 112 号 三瓶都市計画水利施設（防火水槽）並びに同事業及びその執行年度決定について

#### 議案第 95 号 昭和 28 年 2 月 23 日建設省 27 媛計第 82 号建設大臣付議

##### 松山特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

昭和 28 年 月 日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省 27 媛計第 82 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により別紙図面表示のようについて松山特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定の件をその会の審議に付する。

昭和 28 年 2 月 23 日 建設大臣

松山特別都市計画街路事業及びその執行年度割

第一、特別都市計画街路中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

1,1,1、花園町線、南堀端町 10 番地、湊町 5 丁目 5 番地、（花園町）、26.5、幅員の一部、舗装

1,2,1、中央循環線、二番町 40 番地、西堀端町 10 番地、（南堀端町）、6、幅員及び延長の一部、舗装

「別紙図面表示の通り」

第二、事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 27 年度 約 6 割

昭和 28 年度 約 4 割

理由書

中央循環線及び花園町線は国鉄松山駅と松山市の裏玄関に当たる松山市駅とを結び、遠くは松山港及び今治市に連絡する幹線道路で近時交通量はとみに増大しつつあり、これが路面の整備が急務となったので、これを本案のように舗装し、一般交通の利便を図ると共に松山市の産業経済の向上に寄与せしめんとするものである。

#### 議案第 96 号 昭和 28 年 2 月 23 日建設省 27 媛計第 43 号建設大臣付議

##### 松山特別都市計画水利施設（防火水槽）並びに同事業及びその執行年度決定について

昭和 28 年 月 日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省 27 媛計第 43 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により別紙図面表示のようにについて松山特別都市計画水利施設（防火水槽）並びに同事業及びその執行年度決定の件をその会の審議に付する。

昭和 28 年 2 月 23 日 建設大臣

松山特別都市計画水利施設追加並びに同事業及びその執行年度決定

第一、特別都市計画水利施設「防火水槽」中に次の防火水槽を追加する。

【番号、名称、位置、容量（立方メートル）、面積（平方メートル）】

16、通町水槽、松山市通町中央循環線中央、49.66、24.15

17、持田町水槽、松山市持田町測候所前、49.66、24.15

18、木屋町水槽、松山市木屋町駅前、40 立方メートル相当の湧水量、1.77

19、西立花水槽、松山市西立花町市営住宅入口、40 立方メートル相当の湧水量、1.77

20、泉町水槽、松山市泉町ガード西、40 立方メートル相当の湧水量、1.77

21、三津朝日町水槽、松山市三津朝日町柳井町との交差点、40 立方メートル相当の湧水量、1.77

22、三津通町水槽、松山市三津通町東角、40 立方メートル相当の湧水量、1.77

23、三津西須賀町水槽、松山市三津西須賀町警察予備隊前東角、40 立方メートル相当の湧水量、1.77

24、三津栄町水槽、松山市三津栄町マーケット西御幸町交差点、40 立方メートル相当の湧水量、1.77

25、三津船場町水槽、松山市三津船場町関谷勝利方前、40 立方メートル相当の湧水量、1.77

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画はこれを特別都市計画事業とし、昭和 27 年度において執行するものとする。

理由書

昭和 26 年に引き続き、昭和 27 年度においてもさらに本案のように防火水槽を追加整備して消防水利の充実を図ろうとするものである。

#### 議案第 97 号 昭和 28 年 2 月 23 日建設省 27 媛計第 12 号建設大臣付議松山特別都市計画公園追加変更について

昭和 28 年 月 日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省 27 媛計第 12 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により別紙図面表示のようにについて松山特別都市計画公園追加変更の件を



その会の審議に付する。

昭和 28 年 2 月 23 日 建設大臣

松山特別都市計画公園追加変更

第一、特別都市計画公園中第 5 号新玉公園の一部を改め、第 13 号清水公園及び第 14 号萱町公園を追加して次のようにする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）】

3、新玉公園、新玉町地内、0.19

13、清水公園、清水町地内、0.31

14、萱町公園、萱町 8 丁目地内、0.14

「別紙図面表示の通り」

理由書

新玉公園は特別都市計画土地地区画整理事業の第一工区内にあり、これが事業の進捗に伴う換地の操作を円滑ならしめるため、公園面積を一部縮小する必要性が生じたので、これを本案のように改めると共に更に清水・萱町の両公園を追加決定して松山特別都市計画公園の充実に図ろうとするものである。

**議案第 98 号 昭和 28 年 3 月 18 日建設省 27 媛計第 77 号建設大臣付議**

**松山特別都市計画公園事業及びその執行年度割決定について**

昭和 28 年 月 日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省 27 媛計第 77 号

都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により別紙図面表示のように松山特別都市計画公園事業及びその執行年度割決定の件をその会の審議に付する。

昭和 28 年 3 月 18 日 建設大臣

松山特別都市計画公園事業及びその執行年度割

第一、特別都市計画公園中次の公園を特別都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、城山公園、堀之内町、約 13.5、野球場、庭球場、競技場、体育館、弓道場、ラグビー場、修景その他附帯施設

「別紙図面表示の通り」

第二、本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 27 年度 約 3 割 9 分

昭和 28 年度 約 5 割 9 分

昭和 29 年度 約 2 分

理由書

松山市の中央部に位置する本公園が昭和 28 年度開催の第 8 回国民体育大会会場のひとつに指定せられたので、これを総合グラウンドとして本案のように整備し、大会に備えると共に将来に亘り運動場として市民福利の増進に寄与せしめようとするものである。

## 議案第 99 号 昭和 28 年 2 月 23 日建設省媛計第 5 号建設大臣付議

### 今治復興都市計画街路追加変更並びに同事業及びその執行年度決定について

昭和 28 年 3 月 30 日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省媛計第 5 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように今治復興都市計画街路追加変更並びに同事業及びその執行年度決定の件をその会の審議に付する。

昭和 28 年 2 月 23 日 建設大臣

今治復興都市計画街路追加変更並びに同事業及びその執行年度（波止浜の部）

第一、復興都市計画街路第三中 2 等大路第 2 類第 1 号線の一部を改め、2 等大路第 3 類第 19 号線を追加して次のようにする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,2,1、今治本町波止浜名切線、今治市本町、波止浜町大字高部字名切、（今治市大新田、波止浜町大字高部）、15 但し、起点を隔たる 3,390 メートルの地点より、延長 1,790 メートルの区間の幅員はこれを 11 メートルとし、同点より終点に至る区間の幅員はこれを 8 メートルとする。

2,3,19、波止浜停車場大浦線、波止浜町大字高部字家ノ下、大字波止浜字大浦、（大字波止浜字高部）、11 但し、起点附近に地積約 1,800 平方メートルの駅前広場及び起点を隔たる 1,360 メートルの地点附近に地積約 1,200 平方メートルの広場を設け、同点より終点に至る区間の幅員はこれを 8 メートルとする。

第二、前項の計画の中 2 等大路第 3 類第 19 号線を次のように特別都市計画事業とする。

2,3,19、波止浜停車場大浦線、波止浜町大字高部字家ノ下、波止浜町大字高部字家ノ下、11、延長の一部 但し、広場地積は約 1,800 平方メートルとする。

「別紙図面表示の通り」

第三、本事業は昭和 27 年度においてこれを執行するものとする。

理由書

昭和 24 年 5 月今治復興都市計画区域に編入した波止浜町を含む街路網について検討した結果、本案のように 2 等大路第 2 類第 1 号線を延長し、2 等大路第 3 類第 19 号線を追加して今治復興都市計画街路の充実を図ると共に、2 等大路第 3 類第 19 号線を緊急に整備して今治市及び波止浜町の発展に寄与せしめようとするものである。

## 議案第 100 号 昭和 28 年 2 月 13 日建設省 27 媛計第 40 号建設大臣付議

### 八幡浜都市計画街路追加変更及び同事業変更について

昭和 28 年 3 月 30 日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省 27 媛計第 40 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように八幡浜都市計画街路追加変更及び同事業変更の件をその会の審議に付する。

昭和 28 年 3 月 13 日 建設大臣

八幡浜都市計画街路追加変更並びに同事業変更

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 2 号線の一部を改め、2 等小路第 2 号線はこれを廃止し、1 等小路第 5 号線を追加して次のようにする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,3,2、下松陰五反田線、字下松陰、大字五反田、(大字清滝字中土居河原田)、11

1,小,5、清滝八代線、字清滝、大字矢野町、(字一貫田、長田)、8

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画に基づき、昭和27年5月19日建設省告示第591号八幡浜都市計画街路事業を別紙図面表示のように改める。

理由書

2等大路第3類第2号線はその延長の一部に着いて昭和26年度より事業を施行中であるが、一部工事施行区間において家屋密集し工事の執行に非常な困難が予想されるので本案のように合理的計画に改めて事業の進捗を図ると共に、1等小路第5号線を追加し、2等大路第3類第2号線に接続させて交通の円滑と輸送力の増強を図り、これに伴って地形上工事困難が予想される2等小路第2号線はこれを廃止しようとするものである。

### 議案第101号 昭和28年2月23日建設省27媛計第81号建設大臣付議

#### 八幡浜都市計画水利施設(防火水槽)追加並びに同事業及びその執行年度決定について

昭和28年 月 日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省27媛計第81号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように八幡浜都市計画水利施設(防火水槽)追加並びに同事業及びその執行年度決定の件をその会の審議に付する。

昭和28年2月23日 建設大臣

八幡浜都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度

第一、都市計画水利施設「防火水槽」中に次の防火水槽を追加する。

【番号、名称、位置、容量(立方メートル)、面積(平方メートル)】

6、向灘水槽、大字向灘、45.5、23.8

7、堀川水槽、大字堀川町、45.5、23.8

8、千代田水槽、大字千代田町、45.5、23.8

9、広瀬水槽、大字矢野町、45.5、23.8

10、五反田水槽、大字五反田、45.5、23.8

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画はこれを都市計画事業とし、昭和27年度において執行するものとする。

理由書

八幡浜市の防火水槽は、昭和26年に5か所に亘りこれを整備したのであるが、昭和27年度においてもさらに5か所の防火水槽を追加設置して消防水利の充実を図ろうとするものである。

### 議案第102号 昭和28年2月23日建設省27媛計第41号建設大臣付議

#### 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

昭和28年 月 日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省27媛計第41号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定の件をその会の審議に付する。

昭和28年2月23日 建設大臣

新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割

第一、都市計画街路中次の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

- 1,小,2、新居浜駅裏喜光地線、泉川町字十郎甲 13、483ノ1、角野町字岩原、（泉川町字松原字喜光地）、8  
但し、起点より 435 メートルの地点に至る区間の幅員はこれを 11 メートルとし、起点附近に  
地積約 1,320 平方メートルの広場を設ける

「別紙図面表示の通り」

第二、本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 27 年度	約 1 割
昭和 28 年度	約 2 割
昭和 29 年度	約 2 割
昭和 30 年度	約 4 割
昭和 31 年度	約 1 割

理由書

本路線は国鉄新居浜駅と 1 級国道 24 号線及び泉川町の中心街とを結ぶ幹線街路であり、東新地方の発展とともに本路線の交通量は逐年増大しつつあるので、これを本案のように整備して新居浜市及び泉川町の進展に寄与せしめんとするものである。なお本路線は泉川町の区域にあるため、事業の執行行政庁を泉川町長にするものである。

#### 議案第 103 号 昭和 28 年 2 月 23 日建設省 27 媛計第 42 号建設大臣付議

##### 新居浜都市計画水利施設（防火水槽）並びに同事業及びその執行年度決定について

昭和 28 年 3 月 日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省 27 媛計第 41 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように新居浜都市計画水利施設（防火水槽）並びに同事業及びその執行年度決定の件をその会の審議に付する。

昭和 28 年 2 月 23 日 建設大臣

新居浜都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度

第一、都市計画水利施設は次のようである。

【番号、名称、位置、容量（立方メートル）、面積（平方メートル）、摘要】

- 1、1 号水槽、若水町新居浜 397 番地、40 立方メートル相当の湧水量、2.54、井戸式
- 2、2 号水槽、新須賀町新須賀甲 435 ノ 2 番地、40 立方メートル相当の湧水量、2.54、井戸式
- 3、3 号水槽、宮西町新居浜 872 番地、40 立方メートル相当の湧水量、2.54、井戸式
- 4、4 号水槽、泉池町新居浜 509 番地、40 立方メートル相当の湧水量、2.54、井戸式
- 5、5 号水槽、東町新居浜 408 ノ 2 番地、40 立方メートル相当の湧水量、2.54、井戸式
- 6、6 号水槽、西原町新居浜 144 ノ 2 番地、40 立方メートル相当の湧水量、2.54、井戸式

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画はこれを都市計画事業とし、昭和 27 年度において執行するものとする。

理由書

消防水利の実情及び大火発生の危険度等の見地から本案のように位置を選定して防火水槽を設置し、都

市防災に万全を期そうとするものである。

#### 議案第 104 号 昭和 28 年 3 月 13 日建設省 27 媛計第 39 号建設大臣付議

##### 西條都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について

昭和 28 年 3 月 30 日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省 27 媛計第 39 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように西條都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定の件をその会の審議に付する。

昭和 28 年 3 月 13 日 建設大臣

西條都市計画街路事業変更並びに同事業及びその執行年度割

第一、都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 5 号線の一部を次のように改める。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）】

2, 1, 5、国道西條港線、大町字加茂新地、樋之口字八丁、（神拝、明屋敷）、20

但し、起点より 2 等大路第 3 類第 2 号線との交差点に至る区間の幅員はこれを路面幅員 11 メートルとする。

別紙図面表示の通り

第三、前項の計画はこれを都市計画事業とし、その執行年度割を次のように定める。

昭和 27 年度 約 5 分

昭和 28 年度 約 3 割 5 分

昭和 29 年度 約 6 割

理由書

現在西條市における港湾連絡街路としては繁雑な市街地内を通る狭隘な在来道路を利用しており、交通の安全及び物資輸送の円滑上憂慮すべき実情にあるので、西條港と 1 級国道 11 号線及び府県道西條高知線とを連絡する重要路線である本路線を整備してこれを港湾連絡街路とし、本市の産業発展に寄与せしめようとするものであり、本路線の一部区間については在来の堤防を利用する為この区間の幅員を縮小するものである。

#### 議案第 105 号 昭和 28 年 3 月 13 日建設省 27 媛計第 88 号建設大臣付議

##### 西條都市計画水利施設（排水施設）並びに同事業及びその執行年度割決定について

昭和 28 年 3 月 30 日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省 27 媛計第 88 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように西條都市計画水利施設（排水施設）並びに同事業及びその執行年度割決定の件をその会の審議に付する。

昭和 28 年 3 月 13 日 建設大臣

西條都市計画水利施設（排水施設）並びに同事業及びその執行年度割

第一、都市計画水利施設は次のようである。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）】

1、イ号排水路、神拝新町甲 517 番地、三本松 512 番地、（三本松）、5.0、1.0、9.1

2、ロ号排水路、神拝三本松西 895 番地、神拝新町 514 番地、（神拝新町）、2.6、0.8、9.4

但し、イ号及びロ号排水路の起点附近に地積約 190 平方メートルのポンプ場及び地積約 10,800

平方メートルの遊水地を設ける。

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画はこれを次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

- 1、イ号排水路、神拝新町甲 517 番地、三本松 512 番地、（三本松）、5.0、1.0、9.1、延長の一部
- 2、ロ号排水路、神拝三本松西 895 番地、神拝新町 514 番地、（神拝新町）、2.6、0.8、9.4、延長の一部  
但し、イ号及びロ号排水路の起点附近に地積約 190 平方メートルのポンプ場及び地積約 10,800 平方メートルの遊水地を設ける。

「別紙図面表示の通り」

第三、本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 27 年度	約 1 割
昭和 28 年度	約 3 割
昭和 29 年度	約 6 割

理由書

西條市明屋敷地区は地形上低地を成し、しかも南海地震の影響を受けて更に地盤の沈下をみており、満潮時には海水が逆流する等排水状況は極めて不良であるので、ここに本案のような排水施設を整備して都市衛生の向上を図ろうとするものである。

## 議案第 106 号 昭和 28 年 2 月 23 日建設省 27 媛計第 92 号建設大臣付議

### 川之江都市計画街路変更について

昭和 28 年 3 月 30 日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省 27 媛計第 92 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように川之江都市計画街路変更の件をその会の審議に付する。

昭和 28 年 2 月 23 日 建設大臣

川之江都市計画街路変更

第一、都市計画街路第三を次のように改め、既定の街路はこれを廃止する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

- 2,2,1、川之江駅古町線、川之江駅前、字古町、（字新町、字旭町）、15
- 2,3,1、塩谷開田線、字塩谷、字開田、（字塩谷、字農人町、字新町、字井地）、11  
但し、2 等大路第 3 類第 3 号線との交合点より同等第 4 号線との交差点に至る区間の幅員はこれを 15 メートルとし、2 等大路第 3 類第 3 号線との交合点附近に地積約 180 平方メートルの広場を設ける。
- 2,3,2、栄町線、字農人町、字山下、（字栄町、字農人町）、11
- 2,3,3、川之江港線、旧金生川川口、字川原町、（字川原町）、11
- 2,3,4、栄町井地線、字栄町、字井地、（字大江）、11
- 1,小,1、塩谷馬場線、字塩谷、字馬場、（字枯木）、8
- 1,小,2、栄町安坂線、字栄町、字安坂、（字大門）、8

「別紙図面表示の通り」

理由書

川之江町は海陸交通の要衝に当たり、陸海産物の集散地として近時町勢はいよいよ発展する趨勢にあり、

既定街路の不備が認められるに至ったのでこれを再検討した結果に基づき既定街路を廃止して本案のような街路網を追加決定し、本町の進展に備えようとするものである。

### 議案第 107 号 昭和 28 年 2 月 23 日建設省 27 媛計第 91 号建設大臣付議

#### 菊間都市計画水利施設（排水施設）並びに同事業及びその執行年度割決定について

昭和 28 年 3 月 日 都市計画愛媛地方審議会会長

建設省 27 媛計第 91 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように菊間都市計画水利施設（排水施設）並びに同事業及びその執行年度割決定の件をその会の審議に付する。

昭和 28 年 2 月 23 日 建設大臣

菊間都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割

第一、都市計画水利施設は次のようである。

排水施設

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）】

1、新町排水路、大字浜甲 1932 ノ 2 番地、大字浜甲 1611 ノ 1 番地、（栄町、新町、駅前通り）、0.7、1.5、18.8  
但し、起点附近に地積約 18 平方メートルのポンプ場及び地積約 65 平方メートルの遊水地を設け、  
大字浜田 2308 ノ 5 番地より延長 146 メートルの支線を設ける。

2、西町排水路、大字浜甲 1932 ノ 8 番地、大字浜 1992 ノ 5 番地、（西町、下本町）0.7、0.93、7.1  
「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画はこれを次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

1、新町排水路、大字浜甲 2 ノ 304 ノ 4 番地、大字浜甲 1611 ノ 1 番地、（駅前通り）、0.7、6.6、延長の一部及び支線の全部

2、西町排水路、大字浜甲 1932 ノ 8 番地、大字浜 1992 ノ 5 番地、（西町、下本町）、0.7、0.93、7.1  
「別紙図面表示の通り」

第三、本事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 27 年度 約 3 割

昭和 28 年度 約 3 割

昭和 29 年度 約 4 割

理由書

菊間町の地形は南海地震以来引き継いで地盤の沈下をみており、そのため排水状況は極めて不順となり、殊に満潮時に降雨を見れば、雨水は氾濫し、路面冠水、家屋浸水等一般交通及び都市衛生上憂慮すべき実情を呈しているのでここに両排水路を整備して本町の健全都市化を図ろうとするものである。

### 議案第 108 号 昭和 28 年 2 月 23 日建設省媛計第 7 号建設大臣付議

#### 大洲都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決定について

昭和 28 年 3 月 30 日 都市計画愛媛地方審議会会長

建設省媛計第 7 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように大洲都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割決

定の件をその会の審議に付する。

昭和 28 年 2 月 23 日 建設大臣

大洲都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度割

第一、都市計画街路中第三を次のように改め、既定の街路はこれを廃止する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、摘要】

2,3,1、大洲徳ノ森線、大字大洲字山根、大字若宮、（常盤町大字若宮）、11

但し、肱川橋の幅員はこれを 8 メートルとする。

2,3,2、片原町鉄砲町線、大字大洲字片原町、大字大洲字鉄砲町、（大字大洲字三ノ丸）、11

2,3,3、片原町本久線、大字大洲字片原町、大字柚之木字本久、（大字柚之木）、11

但し、亀山橋より終点に至る区間の幅員はこれを 8 メートルとする。

1,小,1、大洲駅前徳ノ森線、大字中村字飛窪、大字田ノ口字アラマ、（大字田ノ口字市木）、8

但し、起点より 2 等大路第 3 類第 1 号線との交差点に至る区間の幅員はこれを 15 メートルとし、起点附近に地積約 2500 平方メートルの広場を設ける。

1,小,2、若宮慶雲寺線、大字田ノ口字チョウナガ、大洲大橋左岸、（大字若宮）、8

【別紙図面表示の通り】

第二、前項の計画 1 等小路第 1 号線但し書きの広場地積約 2,500 平方メートルを別紙図面表示のように都市計画事業とし、その執行年度割を次のように定める。

昭和 27 年度 約 3 割

昭和 28 年度 約 7 割

理由書

愛媛県最大の河川肱川中流に位置する大洲町は過去において水害相次ぎ具体的都市計画の策定が困難であったが近年肱川の改修により今後の都市発展が予想されるに至ったので、総合的見地から既定街路を廃止して新しく本案のような街路網を計画し、町勢の進展に備えると共に特に緊急整備の必要がある駅前広場について本案のように事業を実施しようとするものである。

## 議案第 109 号 昭和 28 年 2 月 23 日建設省 27 媛計第 89 号建設大臣付議

### 宇和都市計画水利施設（排水施設）並びに同事業及びその執行年度割決定について

昭和 28 年 3 月 30 日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省 27 媛計第 89 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように宇和都市計画水利施設（排水施設）並びに同事業及びその執行年度割決定の件をその会の審議に付する。

昭和 28 年 2 月 23 日 建設大臣

宇和都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割

第一、都市計画水利施設は次のようである。

排水施設

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）】

1、馬場排水路、大字久枝 1 ノ 571 番地、大字久枝 2 ノ 38 番地、（大字久枝）、0.92、1.20、38.0

2、上鬼窪排水路、大字久枝 1 ノ 424 番地、大字鬼窪 2 ノ 200 番地、（大字久枝、大字鬼窪）、1.10、15.3



- 3、新地排水路、大字久枝 1 ノ 322 番地、大字鬼窪 2 ノ 249 番地、(大字久枝、大字鬼窪)、1.08、13.1
- 4、駅前排水路、大字卯之町 1 ノ 1291 番地、大字卯之町 1 ノ 1312 番地、(大字卯之町)、0.86、6.1
- 5、中の町排水路、大字卯之町 1 ノ 1172 番地、大字卯之町字坪ヶ谷 1 ノ 1710 番地、(大字卯之町)、0.74、1.40、22.5

但し、大字卯之町 1 ノ 1681 番地より同 1 ノ 1807 番地に至る支線を設ける

- 6、鬼窪排水路、大字鬼窪 1 ノ 418 番地、大字鬼窪 1 ノ 590 番地、(大字鬼窪)、0.62、0.80、8.1
- 「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画はこれを都市計画事業とし、その執行年度割を次のように定める。

昭和 27 年度	約 2 割
昭和 28 年度	約 5 割
昭和 29 年度	約 3 割

理由書

宇和町は地形的に排水の利便に恵まれず、現在の配水施設は極めて不完全で無系統な昔時の灌漑用水路に依存している状態であり、町勢の進展に伴って排水路の整備充実が急務となってきたので、ここに本案のような排水路を設けてこれを整備し、都市衛生の向上を図り、本町の健全な発展に資せんとするものである。

#### 議案第 110 号 昭和 28 年 2 月 23 日建設省 27 媛計第 38 号建設大臣付議三瓶都市計画街路決定について

昭和 28 年 3 月 日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省 27 媛計第 38 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように三瓶都市計画街路決定の件をその会の審議に付する。

昭和 28 年 2 月 23 日 建設大臣

三瓶都市計画街路

第一 街路の等級及び幅員は左の標準による。

- 1 広路 幅員 44 米以上
- 2 1 等大路は左の 3 類とす
  - 第 1 類 幅員 36 米以上
  - 第 2 類 幅員 29 米以上
  - 第 3 類 幅員 22 米以上
- 3 2 等大路は左の 3 類とす
  - 第 1 類 幅員 18 米以上
  - 第 2 類 幅員 15 米以上
  - 第 3 類 幅員 11 米以上
- 4 1 等小路 幅員 8 米以上
- 5 2 等小路 幅員 4 米以上

第二 前項に定めるものを除くの外街路の築造に関しては大正 8 年 12 月内務省令第 25 号街路構造令の定める所による

第三 都市計画街路左の如し

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)】

- 2,3,1、朝立屋敷線、朝立字塩田、朝立字屋敷、(字日吉崎、字客)、11

2,3,2、朝立津布理線、朝立字日吉崎、津布理字石崎、(字正田)、11

2,3,3、朝立海岸線、朝立字塩田、朝田字玉崎、(字塩田字虎之口)、11

但し、起点を隔たる延長約700メートルの地点より終点に至る区間の幅員はこれを8メートルとする。

2,3,4、朝立安土線、朝立字畑岡、安土字栄浜、(字塩田、字日吉崎)、11

1,小,1、大洲三瓶線、朝立字宮ノ下、朝立字朴、(字屋敷、字岡市)、8

1,小,2、日吉崎石崎線、朝立字日吉崎、津布理字石崎、(字谷、字松ノ木)、8

1,小,3、俵津三瓶線、朝立字塩田、津布理字新地、(字栄浜、字祝谷、字石崎)、8

但し、起点より2等大路第3類第4号線との交差点に至る区間の幅員はこれを11メートルとする。

1,小,4、安土有網代線、安土字栄浜、有網代、(字御手洗)、8

1,小,5、客屋敷線、朝立字客、朝立字屋敷、(字小又)、8

1,小,6、袖ヶ谷久勝寺線、津布理字神ヶ谷、津布理字久勝寺、(字正田)、8

1,小,7、祝谷谷線、津布理字祝谷、津布理字谷、(字脇之前)、8

「別紙図面表示の通り」

#### 理由書

良港を有する三瓶町は八幡浜市とともに愛媛県南部における産業及び交通上の要地をなし、町勢は近時ますます発展する趨勢にあるが、在来街路の幅員は極めて狭小で、しかもその路線系統が無秩序であるため、本町の発展が著しく阻害せられている実情にあるので、ここに本案のような都市計画街路を決定し町勢の進展に寄与せしめようとするものである。

#### 議案第111号 昭和28年2月23日建設省27媛計第90号建設大臣付議

##### 三瓶都市計画水利施設(排水施設)並びに同事業及びその執行年度割決定について

昭和28年3月30日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省27媛計第90号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように三瓶都市計画水利施設(排水施設)並びに同事業及びその執行年度割決定の件をその会の審議に付する。

昭和28年2月23日 建設大臣

#### 三瓶都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割決定

第一、都市計画水利施設は次のようである。

##### 排水施設

【番号、名称、事業区間(起点、終点、主なる経過地)、幅員(メートル)、排水区域(ヘクタール)】

1、津布理排水路、安土字栄浜537番地先、津布理字祝谷3437番地、(津布理字祝谷3420番地)、1.4、58

但し、起点附近に地積約48.6平方メートルのポンプ場及び地積約76平方メートルの遊水地を設ける。

2、朝立イ号排水路、朝立字畑岡1ノ25番地、朝立字屋敷2ノ132ノ1番地、(朝立字宮ノ下1ノ32番地)、1.18、0.86、47

但し、起点附近に地積約52平方メートルのポンプ場を設ける。

3、朝立ロ号排水路、朝立字畑岡1ノ25番地、朝立字塩田1ノ1381番地、(朝立字畑岡1ノ548番地)、0.98、9

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画はこれを都市計画事業とし、その執行年度割を次のように定める。

昭和27年度 約1割

昭和 28 年度 約 3 割  
昭和 29 年度 約 3 割 2 分  
昭和 30 年度 約 2 割 8 分

理由書

三瓶町はその地形上水利状況が極めて不良でしかも例年の風水害による土砂流及び南海地震以降の地盤変動等によって排水状況は不順を極め、一般交通その他都市衛生上憂慮すべき実情にあるので、本排水路を早急に整備してこれが打開を図ろうとするものである。

**議案第 112 号 昭和 28 年 2 月 23 日建設省 27 媛計第 96 号建設大臣付議**

**三瓶都市計画水利施設（防火水槽）並びに同事業及びその執行年度決定について**

昭和 28 年 3 月 30 日 都市計画愛媛地方審議会長

建設省 27 媛計第 96 号 都市計画愛媛地方審議会

都市計画法第三条の規定により次のように三瓶都市計画水利施設（防火水槽）並びに同事業及びその執行年度決定の件をその会の審議に付する。

昭和 28 年 2 月 23 日 建設大臣

三瓶都市計画水利施設（防火水槽）並びに同事業及びその執行年度

第一、都市計画水利施設は次のようである。

【番号、名称、位置、容量（立方メートル）、面積（平方メートル）、摘要】

- 1、屋敷水槽、大字朝立字屋敷、78.75、60.11、
- 2、台水槽、大字朝立字台、42.93、27.06
- 3、石崎水槽、大字津布理字石崎、52.64、29.11

「別紙図面表示の通り」

第二、前項の計画はこれを都市計画事業とし、昭和 27 年度において執行するものとする。

理由書

消防水利の実情及び大火発生の危険度等の見地から本案のように位置を選定して防火水槽を設置し、都市防災に万全を期そうとするものである。

速記録

書記：お待たせいたしました。只今から第 25 回都市計画愛媛地方審議会を開催いたします。

議長：大変お待たせいたしました恐縮に存じます。知事が上京をして不在でございますので、私が代理といたしまして議事を進めて参りたいと思っておりますがよろしくお願い申し上げます。そこで都市計画の審議会を開催いたします。本日の議案は皆さんに御通知申し上げたように松山特別都市計画街路事業及びその執行年度割決定について他 16 件でございます、さきに建設大臣から当審議会に付議になりましたので、その審議を願うために開会するわけでございます。まず議事規則によりまして本日の議事録署名者を私より御指名申し上げたいと思っておりますので御承認願いたいと思っております。委員さんと委員さんをお願いしたいと思っております。これより御審議を願うのでございますが、その前にちょっと御断りしておきますが、

これはすでに御承知とは存じますが市長、村長と村会議員の方はその市町村に関しない関係については関与できないことになっておりますから、そのまま傍聴をお願いいたしたいと思います。

それでは議案の報第 32 号でありまするが、これは朗読を省略いたしましてお手元に配布してあります印刷物によって御了承願いたいと思います。朗読いたさせます。

議長：幹事より説明をいたさせます。

幹事：大体理由書で御承知だと思っておりますが、計画書にも 27 年度から舗装工事の一部が取り上げられまして、松山市の先程読み上げましたので御承知と思っておりますが、御承知のように本年度は松山市で国体もやるような関係になっておりますので、それに必要な南堀端通りと花園町の市駅に通ずる一部を舗装しようとする案でございます。

議長：御質問ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：他に御質問ございませんか。では御異議ないものと認めまして読会を省略、可決確定議といたします。続いて第 96 議案に移りますが私、ちょっと用がございまして、土木部長に議長代理をさせたいと思いますので、御承認を願いたいと思います。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：第 96 議案に移り朗読いたさせます。

議長：では幹事をして説明をいたさせます。

幹事：別に御説明申し上げるまでもなく、理由書の通りでございますから、説明は省かせていただきます。

議長：この議案に着きまして、御質問がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：他に御質問ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは御質問ございませんでございますから読会を省略いたしまして、採決いたしたいと存じます。別に御異議ございませんか。(「異議なし」と呼ぶものあり)

それでは御異議ございませんから可決確定議といたします。

引き続きまして第 97 号議案、この御審議をお願いいたします。書記をして朗読いたさせます。

(朗読)

議長：では幹事をして説明をいたさせます。

幹事：御説明申し上げます。理由書にもございますように新玉公園の一部を区画整理の換地の対照といたしまして、やむを得ず縮小しなければならぬようになりましたから、さらに清水公園と萱町公園を都市計画に決定することによって、その新玉公園あら縮小された部分を清水公園と萱町公園を決定することによって置き換えようとするために本案のように計画したわけでございます。どうかよろしく御審議をお願いいたします。

議長：つきまして、御質問がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは御異議もないようでございますから読会を省略いたしまして、採決いたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

それでは可決確定議といたします。

引き続きまして第 98 号議案の御審議をお願いいたします。書記をして朗読いたさせます。

議長：では幹事をして説明をいたさせます。

幹事：御説明申し上げます。城山公園は松山の戦災復興計画のときに、都市計画公園として決定された通りでございますが、本年度の国民体育大会は当松山市で開かれるようになりましたから、その当時から運動公園として計画をしておいたわけございまして、それを 27 年度の事業としてさらに事業決定をやるというわけでございます。そのために事業をするために都市計画事業としてここに決定いたすように皆さんの御審議をお願いしたいとかように存ずるものでございます。どうかよろしく願いいたします。

議長：この議案につきまして、御質問ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長：では読会を省略いたしまして、採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

それでは御異議ないものとして可決確定議といたします。

引き続き第 99 号議案の御審議をお願いいたします。

（書記朗読）

議長：幹事をして説明いたさせます。

幹事：御説明申し上げます。昭和 25 年の 5 月に波止浜公園及び近見山一帯は国立公園になりまして、この波止浜、今治を中心とする観光都市の需要が増加したわけでありまして。従いまして、波止浜と今治とを結ぶ道路の幅員を拡張するというは目下の急務であり、しかも波止浜の駅前の広場を拡張することも目下非常に重要視されておるわけございまして、従いまして本案のように今治市の街路の一部を波止浜の方へ延長すると同時に、波止浜駅前の広場を 27 年度の都市計画事業として決定し、本案のように拡張したいとかように考えまして本議案を提出したわけでございます。どうかよろしく御審議をお願いいたします。

議長：御質問ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長：それでは読会を省略いたしまして、可決確定議といたしたいと存じます。

次に第 100 号議案の御審議をお願いいたします。朗読いたさせます。

（書記朗読）

議長：幹事をして議案を説明いたさせます。

幹事：ここに提出してございます 2 等大路第 3 類第 2 号線、これは八幡浜市と宇和島市並びに卯之町方面に連絡する重要幹線でございます。26, 7 年度 2 カ年計画事業としてやっとなるわけでございます。その路線でございます。理由書でございますように、以前決定いたしました計画通りやるということは非常に傾向も悪うございまして、一応三瓶の方へ海岸線を通して八幡浜駅に通ずる連結上お手元にある図面の点線の部分を赤線の方に変更いたすとともに一部路線を追加いたしまして本案のように決定したいとかように存ずるのであります。どうかよろしく願いいたします。

議長：御質問があればお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

委員：ちょっと、私、本案に賛成であります。工事が完了いたしましたならば河川になっておるのであって、それを渡る橋という問題が起こってくるのでありまして、これらの見通しについて、この都市計画の考え方を聞かせたいのであります。例えば何年度くらいに着工するかといった点を。

幹事：この路線の変更につきましては建設省の方では現在の鉄道路線に沿って隧道のある方へやたらどうかというような御意見もありましたのでございますが、それは図面をご覧のように河川を 2 か所渡るようになっております。いろいろ架橋にも引かかる問題でございます。鉄道に沿ってゆくようなお話もございましたが、あちらに回しますと非常に車道なんかのために経費がかかりますので、計画通りにやら

して貰うように承認を得たわけでございますが、28年度では少なくとも現在の27年度に続いて橋の手前までやりたいと、そうして29年度の橋にかかるというふうな計画をしておるのでございます。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは別に御異議ないものと認めまして、読会を省略して、確定議といたしたいと存じます。

次に第101号議案に移ります。朗読いたさせます。

(書記朗読)

議長：説明いたさせます。

幹事：御説明申し上げます。八幡浜市は御承知のように水道がございますのでございます。これもずっと以前にやりました関係上、また相当海水が、送水管なんかも腐朽しておりますし、思うように消防の目的が達せられないわけでございます。従いまして建設の方としましても26年度は5か所の防火水槽を準備したわけでございますが、引き続き27年度も5か所の防火水槽を設けることによって消防水利を与えたいとかように考えまして本議案を提案したわけでございます。どうかよろしく御審議をお願いいたします。

議長：この議案につきまして質問がございますならばお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御異議ございませんか。それでは読会を省略して、採決いたしたいと存じます。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御異議ないものと認めまして、可決確定議といたします。

次に第102号議案の御審議をお願いいたします。朗読いたさせます。

(書記朗読)

議長：説明いたさせます。

幹事：御説明申し上げます。御承知のように新居浜駅は現在泉川町でございまして、裏の方には泉川町、角野町、中萩町等がございまして、裏手の新居浜に関するより以上後の方にも相当の商工業がございまして、本議案は将来裏駅を作るといような目的の為に新居浜駅の裏から泉川町並びに角野の中心部を結ぼうという議案でございます。従いまして現在の国道より新しく計画されておる国道はちよつとしまいになるわけでございますが、国道にも連結され、しかも新立ー新居浜線という線にも連結されるように重要路線でございます。昭和27年度の200万の事業費をもって目下工事中でございます。どうかよろしく本議案の通り御決定下さるようお願いいたします。

議長：何かご質問がございませんか。

委員：裏駅の見通しはどういうふうになっておりますか。

幹事：鉄道の方へしばしば地元の方から陳情しておるわけでございますが、道路が先じゃ或いは裏駅が先じゃという現在の状況でございまして、裏駅をつくるにしても相当の年80万以上の乗降客がなければ裏駅の資格がないというようなこともございますけれども、裏駅が、現在は裏の方が貨物の方は一部操作をやっておりますので、裏へ、その泉川町並びに角野の中心部を結ぶということは異議があると、かように考えまして、或いは重要幹線道路として一部を改修しようという意気込みでございます。どうか鉄道側におかれましても地元の意のあるところをお含み取り下さいましてよろしく事業が進みますよう御取り計らい願いたいと思います。

議長：他に御質問ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは御異議ないものと認めまして、読会を省略いたしまして、可決確定議といたします。

続きまして第 103 号議案に移ります。朗読いたさせます。

(書記朗読)

議長：説明いたさせます。

幹事：御説明申し上げます。御承知のように新居浜市は本県唯一の工都でございまして、しかも元の漁師町から発達した関係で街路の幅員は狭小であり、しかもいろいろ悪癖がございまして、現在に至るまで、まだ上下水道の設備がないわけでございます。そういうような関係でございまして、まあなるべく早く防火施設を準備しなければいけないような現状でございます。本案のように差し当たり 6 か所防火水道を設けまして一部でも防火の目的を達したいとかように考えまして本案を提案した次第でございます。どうかよろしく御審議をお願いいたします。

議長：議案につきまして御質問ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御質問もないようでございますので読会を省略いたしまして、可決確定議といたしますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは可決確定議といたします。

引き続きまして第 104 号議案の御審議をお願いいたします。朗読いたさせます。

(書記朗読)

議長：議案の説明をいたさせます。

幹事：御説明申し上げます。本議案の提出した理由は大体ここに理由書に書いてある通りでございまして。本事業といたしましては 27 年度でその一部を施行しておるわけでございます。どうか本案の通り御決定いただくように御審議をお願いしたいと思います。

議長：この議案につきましての御質問お願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは御異議ないものと認めまして、読会を省略いたしまして、可決確定議といたします。

議長：引き続きまして第 105 号議案に移ります。朗読いたさせます。

議長：議案の説明をいたさせます。

幹事：御説明申し上げます。本県の海岸地帯並びに島嶼部では南海地震以来地盤が沈下したために満潮時は海水が逆流し、人家並びに都市の中心部に停滞するというふうな現状でございまして、たまたま洪水期なんかと合致した場合には一帯に洪水並びに海水が停滞いたしまして、非常に人畜に被害を及ぼしておるような現状でございまして、つきましては建設省におきましてもそういうような都市に対して、都市排水施設をやろうというようなわけでございまして、西條市におきましても 27 年度から都市水利施設として本案のような事業を認められたわけでございます。どうかよろしく本議案の通り御審議をお願いいたします。

議長：御質問がございましたらお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：別に御異議もないようでございますので読会を省略いたしまして、採決したいと思います。御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは可決確定議といたします。

続きまして第 106 号議案の御審議をお願いいたします。朗読いたさせます。

(書記朗読)

議長：説明をいたさせます。

幹事：説明申し上げます。別に説明申し上げるまでもなく、理由書に書いてあるます通りでございまして。

どうかよろしく本案の通り御審議をお願いしたいと思います。

議長：本案につきましての御質問はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは読会を省略いたしまして、採決したいと思います。御異議はございませんか。(「異議なし」と呼ぶものあり)

それでは可決確定議といたします。

議長：次に第 107 号議案の御審議をお願いいたします。朗読いたさせます。

(書記朗読)

議長：説明をいたさせます。

幹事：説明申し上げます。菊間町におきましても西條市と同様、地盤沈下のために海水が逆流してくると同時に降雨のため自然排水ができないので町内が非常に浸水が多くして困っておるわけございまして、そのために排水路を 2 か所作ると同時にその末端にポンプ施設をやりまして自然排水が出来ないからポンプで排水しようというような計画の下に 27 年度から事業はやっておるわけございまして、どうか本計画のように決定するように御審議をお願いしたいと思います。かように存じます。

議長：本案につきまして御質問ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：それでは読会を省略いたしまして、採決いたしたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

それでは可決確定議といたします。

議長：引き続きまして第 108 号議案の御審議をお願いいたします。朗読いたさせます。

(書記朗読)

議長：説明をいたさせます。

幹事：説明申し上げます。大洲町におきましては、既に決定いたしました都市計画の街路網の一部を本案のように変更すると同時に駅前広場の事業計画を決定いたしまして、27 年度、28 年度両年度に於いて駅前広場の拡張事業をやるうとするわけでございます。どうかよろしく御審議をお願いいたします。

議長：本案につきまして質問ございますればお願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議長：御質問もないようでございますので読会を省略いたしまして、採決いたしたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

それでは可決確定議といたします。

議長：次に第 109 号議案の御審議をお願いいたします。朗読いたさせます。

(書記朗読)

議長：議案の説明をいたさせます。

幹事：説明申し上げます。この案におきましてもここに書いてあるように排水路が非常に狭く、且現在埋没しておるような関係でございまして都市の排水が非常に不備なのでございまして、従いましてこの本議案に提案したように 1 から 5 に亘る 5 か所、排水施設を計画すると同時にその一部である鬼窪排水路を 27 年度から 2 カ年の計画事業として事業化するというわけでございます。どうかよろし



く本議案のように御審議をお願いしたいとかように思うわけでございます。

議長：本議案につきまして質問ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長：では読会を省略いたしまして、可決いたしたいと思いましたが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

それでは可決確定議といたします。

議長：次に第 110 号議案の御審議をお願いいたします。朗読いたさせます。

（書記朗読）

議長：説明をいたさせます。

幹事：説明申し上げます。三瓶町は御承知のように敷紡、並びに酒六の二大工場がございまして非常に産業に恵まれておるわけでございます。一方港も比較的良好でございまして、海上交通は恵まれておるわけでございますけれども一方町内に入ってみますと、道路は非常に狭くしかも洪水が多うございまして、ために非常に阻害されておるわけでございます。従いまして、本町といたしましては早急に都市計画街路網を設置して早急に事業計画をやりたいと考えまして、本案の街路網を提出いたしました様な次第でございます。決定されますようどうかよろしくお願いいたします。

議長：本案につきまして質問ございますればお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長：御質問もないようでございますので読会を省略いたしまして、採決にいたしたいと思いましたが。（「異議なし」と呼ぶものあり）それでは可決確定議といたします。

議長：引き続きまして第 111 号議案の御審議を願います。朗読いたさせます。

（書記朗読）

議長：説明をいたさせます。

幹事：説明申し上げます。三瓶町におきましても南海地震以来満潮時に於いて潮流が逆流しまして非常に人家に被害を及ぼしておるのであります。従いまして本案のように町内に 3 本を配すると同時に、その末端にポンプ施設をやりましてポンプ排水をやるうというわけでございます。その一部であるイ号、ロ号排水路を 27 年度から 4 カ年計画事業として都市計画を設置したわけでございます。どうかよろしく本案のように御審議をお願いいたしたいと存じます。

議長：何か御質問ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長：格別御質問も御異議もないようでございますので読会を省略いたしまして、採決にいたしたいと思いがたすが。御異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

それでは可決確定議といたします。

議長：次に第 112 号議案の御審議を願います。朗読いたさせます。

（書記朗読）

幹事：説明申し上げます。三瓶町におきましても消防水路不備のところへ本案のように 3 か所消防の為に貯水槽を設けることによって消防施設の充実を図ろうと考えまして本案の様に提案したわけでございます。どうかよろしく御審議をお願いいたします。

議長：本案につきまして御質問はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

議長：御異議もないようでございますので読会を省略いたしまして、採決いたしたいと思いますが。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

では可決確定議といたします。

以上を持ちまして、本日の御審議願いました全部の議案を終了いたしました。長時間に亘りまして誠にありがとうございました。